

解体・改修・補修工事での石綿飛散防止対策について

大阪府環境管理室事業所指導課

1. 主な石綿関連業務（根拠法令 法：大気汚染防止法、条例：大阪府生活環境の保全等に関する条例）

□届出された工事の立入検査、敷地境界における大気中の石綿濃度測定

- ・吹付け石綿、石綿含有断熱材、保温材及び耐火被覆材の除去等の立入検査（法）
- ・石綿含有成形板（届出対象は使用面積 1000 m²以上）の除去等の立入検査（条例）

□建設リサイクル法届出情報に基づく解体工事現場の立入検査

- ・事前調査を実施済みか
- ・事前調査結果を書面にして発注者に交付・説明済みか
- ・事前調査結果書面を現場において、閲覧に供するために備え付けているか
- ・事前調査結果の掲示板（石綿含有建材がある場合は作業内容も）を設置済みか
- ・石綿含有建材がある場合は、作業の基準に従って除去が行われているか
- ・事前調査に漏れはないか

□解体工事現場のパトロール

- ・府内市町村との一斉パトロール（6月、12月 石綿（アスベスト）飛散防止推進月間）
- ・その他、解体現場のパトロール

平成 28 年 11 月から平成 29 年 10 月における大阪府の石綿関連届出・立入件数

	大防法 届出件数	条例 届出件数	大防法の 届出に基 づく立入延 件数	条例の届 出に基づく 立入延件 数	パトロール 件数（建設 リサイクル 含む）
大阪府	115	20	108	41	424

平成 28 年度（平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月）の府全域石綿関連届出・立入件数

	大防法 届出件数	条例 届出件数	大防法の 届出に基 づく立入延 件数	条例の届 出に基づく 立入延件 数	パトロール 件数（建設 リサイクル 含む）
府域	617	113	634	190	2,151

2. 注目のニュース（石綿関係）

（1）煙突（特にボイラー煙突）にかかる石綿実態調査について

- ・昨年（平成 28 年）11 月に、札幌市の給食施設において煙突のアスベストを含む断熱材の剥落が次々に発覚し、札幌市内の小中学校計 30 校（約 1 万 3 千人）に十分な給食が提供できなくなった。
- ・煙突の入れ替え工事や石綿除去工事のため、1 ヶ月以上、給食調理ができなかった。
- ・全国紙、TV ニュース等にて報道され、社会的に大きな問題として捉えられた。
- ・大阪府内の A 市において、市立学校給食センターのボイラー煙突断熱材の一部が剥離していることが確認され、アスベスト含有の疑いがあった。
- ・施設管理者は給食を継続するか等の決断を迫られ、市内の全小中学校の給食を 4 日間停止することとした。（石綿があったこととして新聞報道あり。ただし、後日、石綿が含有していなかった結果が判明し、給食は無事に再開された。）
- ・大阪府内の B 市、C 町においても、同様の事案が発覚し、給食停止等の対応をした。（新聞報道あり。）

⇒2005 年にクボタショックがあり、石綿の健康被害についての認識が高まっているなかで、施設管理に留意が必要ではないでしょうか。

煙突（断熱材）の写真



躯体に打ち込まれている例

【出典：目で見えるアスベスト建材（国土交通省）】

（2）建築物の内装バラシ、解体中に石綿の残存が発覚した事例

- ・当該建築物については、解体前に別発注（別施工者）で数度、石綿除去を実施していた。
- ・建物本体の解体工事契約では、石綿がない前提条件で契約していた。
- ・残存石綿の除去について、どのように、だれが施工するか、だれが負担するかについて発注者を含めた協議となり、施工期間が大幅に延長された。
- ・法令上は、解体、改修の都度、施工者に事前調査の義務、作業基準の遵守が求められることとなる。

⇒事前調査の徹底を。また、発注者・施工者の役割についての正しい理解を。